

一般社団法人電波産業会 照会相談業務規程

1995年(平成7年)6月2日 第1回理事会制定
最終改正 2024年2月27日 第41回理事会改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人電波産業会（以下「当会」という。）が電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第102条の17第2項第1号に掲げる業務（以下「照会相談業務」という。）の実施に関する事項を定め、もって照会相談業務の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(照会相談業務)

第2条 当会が実施する照会相談業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 無線回線の設定に関する指導・助言
- 二 混信に関する調査
- 三 使用可能な周波数の選択に関する指導・助言
- 四 無線通信の電波伝搬障害の防止に関する指導・助言
- 五 その他無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項に関する指導・助言

(業務時間)

第3条 照会相談業務を行う時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、午後0時15分から午後1時15分までは休憩時間とする。

(休日)

第4条 休日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 年末年始（12月28日から翌年1月3日までの間）

(事務所)

第5条 照会相談業務を行う事務所は、東京都千代田区内に置く。

第2章 業務の実施方法

(業務の申込)

第6条 照会相談業務を受けようとする者は、別表第1号に定める様式の照会相談業務申込書に、当会の会長が別に定める資料を添えて、当会に申し込むものとする。この場合において、当会は、申込のあった照会相談業務を処理することができないと認める場合には、申込を行った者と協議の上、申込のあった照会相談業務を変更し又は申込を受け付けないことができる。

(業務委託契約の締結)

第7条 当会は、前条の照会相談業務申込書を受理したときは、申込を行った者と協議の上、別表第2号に定める様式の照会相談業務委託書又はこれに準ずる様式により、照会相談業務の委託に関する契約を締結する。

(業務の実施)

第8条 当会は、前条の契約を締結したときは、遅滞なく当該契約に係る業務を照会相談業務に従事する職員（以下「従事職員」という。）に行わせるものとする。

2 当会は、照会相談業務を処理するために必要な情報であつて、当該照会相談業務の委託に関する契約を締結した者（以下「委託者」という。）が所有する情報については、当該委託者に対して提供を求めることができる。

(業務完了の通知)

第9条 当会は、照会相談業務の処理を完了したときは、遅滞なく別表第3号に定める様式の照会相談業務委託完了通知書に照会相談業務の処理結果報告書を添えて、委託者に通知する。

(疑義の申立等)

第10条 前条の照会相談業務の処理結果について疑義を有する委託者は、当会对して、当該照会相談業務委託完了通知書を受理した日から30日以内に、文書をもって申し立てることができる。

2 当会は、前項の疑義の申立に対して、誠意をもって処理するものとする。

(記録等)

第11条 当会は、第6条から前条までに關する記録媒体を備え付け、照会相談業務の実施状況を記録するとともに、当該記録媒体を適正に管理し、記録の日から3年間保存する。

2 当会は、第6条の照会相談業務申込書、第7条の照会相談業務委託書、第8条第2項の規定により委託者から提供を受けた情報及び前条第1項の規定により疑義の申立の文書については当会が受理した日から、第9条の照会相談業務委託完了通知書の写しについては委託者に送付した日から、それぞれ3年間保存する。

(資料等の保管)

第12条 当会は、法第102条の17第4項の規定により総務大臣から提供を受けた情報及び第8条第2項の規定により委託者から提供を受けた情報について、従事職員以外の者が容易に入手又は閲覧できないように保管する。

(秘密の保持)

第13条 当会の役職員又はその職にあつた者は、照会相談業務に関して知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

(瑕疵担保責任)

第13条の2 当会は、第9条の照会相談業務の処理結果に関する瑕疵について、別表第3号の2に掲げるところにより、当該照会相談業務の委託者に対して、瑕疵担保責任を負うものとする。ただし、当会の従事職員に故意又は過失がない場合はこの限りではない。

(業務の実施方法の特例)

第13条の3 当会は、本規定により業務を実施することが不相当と認める場合は、照会相談業務を受けようとする者と協議の上、これらに関する業務の実施方法を契約書等を締結することにより別途定めることができるものとする。

第 3 章 手数料

(負担)

第14条 照会相談業務に係る手数料は、委託者が負担する。

(手数料の額)

第15条 手数料の額は、第2条に掲げる照会相談業務に応じて別表第4号に定める照会相談業務に係る手数料の算定基準に基づき、第7条の規定による業務委託契約の締結時に当会と申込を行った者双方が協議して定める。

(手数料の収納)

第16条 当会は、第9条の規定による業務完了の通知に併せて、照会相談業務委託書で定められた手数料を委託者に請求書をもって請求し、委託者が当会の指定する銀行口座へ振り込むことにより収納する。

第 4 章 雑 則

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、会長は、必要に応じて細則を定めることができる。

2 前項の細則を定めたときは、役員に報告（一部改正の場合にあつては重要と認められるものに限る。）するとともに総務大臣に届け出るものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第18条 本規程に関し、紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じ協議の上解決するものとする。

2 訴訟の必要が生じた場合には、当会を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

附 則

この規程は、郵政大臣の認可の日（平成7年6月16日）から施行する。

附 則（平成8年5月第2回理事会改正）

この規程の改正は、郵政大臣の認可の日（平成8年7月1日）から施行する。

附 則（平成9年3月21日第16回書面表決による理事会改正）

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月28日第4回理事会改正）

この規程の改正は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成11年5月19日第10回理事会改正）

この規程の改正は、郵政大臣の認可の日（平成11年6月15日）から施行する。

附 則（平成12年9月27日第14回理事会改正）

この規程の改正は、総務省設置法（平成11年法律第91号）の施行の日（平成13年

1月6日) から施行する。

附 則 (平成14年2月27日第20回理事会改正)

この規程の改正は、総務大臣の認可の日 (平成14年3月21日) から施行する。

附 則 (平成15年2月26日第23回理事会改正)

この規程の改正は、総務大臣の認可の日 (平成15年3月24日) から施行する。

附 則 (平成19年7月2日第40回理事会改正)

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月27日第44回理事会改正)

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月11日第47回理事会改正)

この規程の改正は、一般社団法人の登記をした日 (平成23年4月1日) から施行する。

附 則 (平成26年2月25日第9回理事会改正)

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月16日第24回理事会改正)

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (2022年2月22日第35回理事会改正)

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、2022年6月1日から施行する。ただし、別表第4号注2は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (2024年2月27日第41回理事会改正)

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、2024年4月1日から施行する。

照会相談業務申込書

年 月 日

一般社団法人電波産業会
会長 (氏 名) 殿

申 込 者
住 所

(フリガナ)
氏 名 (印)

下記の照会相談業務を受けたいので、申し込みます。

記

- 1 照会相談業務の内容
- 2 照会相談業務に係る無線回線の概要
- 3 希望する業務委託の完了日

(番号)

照会相談業務委託書

年 月 日

委託者 住所

氏名 (印)

受託者 住所 (住 所)

一般社団法人電波産業会

氏名 会長 (氏 名) (印)

委託者は、一般社団法人電波産業会照会相談業務規程に基づき、下記により照会相談業務を委託し、受託者はこれを受託します。

記

- 1 業務委託の内容
- 2 業務委託に係る無線回線の概要
- 3 業務委託の完了日
- 4 業務委託に係る手数料

(番 号)

照会相談業務委託完了通知書

年 月 日

(委託者) 殿

(住 所)

一般社団法人電波産業会

会 長 (氏 名) (印)

年 月 日 (番 号) で受託しました下記の照会相談業務委託が完了しましたので、通知します。報告資料については、本通知書に添付もしくは電子ファイルにて送付します。

記

- 1 業務委託の内容
- 2 業務委託に係る無線回線の概要
- 3 業務委託の完了日
- 4 業務委託に係る手数料

瑕疵担保責任

- I 第2条第一号から第三号まで及び第五号の照会相談業務の処理結果に係る場合
- 1 第13条の2の瑕疵が、同条の処理結果の内容に基づき行った委託者の無線局の開設又は変更の申請に係る総務省による予備免許又は変更許可の日までに発見された場合
- 一 担保責任の条件
- 当会は、当該瑕疵が総務省から情報が提供されていない無線局との混信による場合を除き、当該瑕疵の担保責任を負うものとする。
- 二 瑕疵の修補
- (1) 当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとする。
- (2) 当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とする。
- 三 担保責任の期間
- 当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該予備免許又は変更許可の日までとする。
- 2 第13条の2の瑕疵が、同条の処理結果の内容に基づき行った委託者の無線局の開設又は変更の申請に係る総務省による予備免許又は変更許可の日の翌日以後に発見された場合
- 一 担保責任の条件
- 当会は、当該瑕疵が次に掲げる場合以外の場合であって、かつ、明らかに当会の従事職員の故意又は過失による場合に限り、当該瑕疵の担保責任を負うものとする。
- (1) 総務省が認める回線設計要領から外れた伝搬による場合
- (2) 建築物その他の工作物の遮蔽又は反射による場合
- (3) 伝搬路上の大地反射点の状況の変化による場合
- (4) 次に掲げる無線局との混信による場合
- (一) 外国の無線局
- (二) 不法に開設された無線局
- (三) 総務省から情報が提供されていない無線局
- 二 瑕疵の修補
- (1) 当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとする。
- (2) 当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とする。

三 担保責任の期間

当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該予備免許又は変更許可の日から1年目の日までとする。

II 第2条第四号の照会相談業務の処理結果に係る場合

第13条の2の瑕疵が、電波法による重要無線通信の電波伝搬路と高層建築物等との位置関係の検討に係る場合

一 担保責任の条件

当会は、当該瑕疵が総務省から情報が提供されていない重要無線通信の電波伝搬路に係る場合を除き、当該瑕疵の担保責任を負うものとする。

二 瑕疵の修補

(1) 当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとする。

(2) 当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とする。

三 担保責任の期間

当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該検討結果に基づく高層建築物等に係る電波法による届出に対する総務省の伝搬障害の有無の通知の日まで又は当会の回答した日から1月目の日までとする。

別表第4号

照会相談業務に係る手数料の算定基準

	業 務 内 容	固定マカ 波 回 線	衛 星 回 線	
			送受信	受 信
1	回 線 設 計	5 万 円	8 万 円	—
2	混 信 計 算 (注2)	1 2 万 円	1 3 万 円	5 万 円
3	回線設計及び混信計算に基づく 使用可能周波数の検討	1 6 万 円 (注3)	—	—
4	伝搬障害計算	8 万 円	—	—
5	無線局の開設又は変更に係る 一般的事項のコンサルティング	2 万 円	2 万 円	2 万 円

注1 表中の金額は、1項から3項及び5項については一无線回線当り、4項については一件当りの手数料（消費税及び地方消費税相当額は除く。）である。

2 携帯電話基地局から衛星回線への混信計算の手数料（消費税及び地方消費税相当額は除く。）の算定基準は、一地球局当り8万円とする。

3 電気通信事業者の回線については、20万円とする。